

別 紙

答申第96号

答 申

### 1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が一部非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書である「性同一性障害に係る教育相談の実施状況に関する実態調査（報告のあった件について）」の非公開部分のうち、次の部分は公開すべきである。

- ・「1. 相談件数と男女の内訳」の合計欄の「男子」及び「女子」の欄

### 2 本件諮問に至る経緯

- （1）平成22年9月28日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- （2）本件公文書公開請求の内容は、「2010年7月～8月にかけて県内の小中学校、高校で実施された『性同一性障害に関する実態調査』で使われた文書、調査用紙、集計表等」である。
- （3）この請求に対して、実施機関は、平成22年10月8日付けで、次のような決定を行った。

#### ア 対象公文書

性同一性障害に係る教育相談の実施状況に関する実態調査（報告のあった件について、聞き取り後の集計用紙）

#### イ 決定内容

部分公開決定

#### ウ 公開しない部分及びその理由

公開しない部分：学校名、回答者氏名、相談件数の男女内訳、相談者の内訳、相談の概要等

公開しない理由

- ・個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）
  - ・公開することにより、学校における教育相談の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）
- （4）この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開決定を不服として平成22年10月20日に異議申立てを行った。
  - （5）実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成22年12月7日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 異議申立人の主張

#### （1）異議申立ての趣旨

本件公文書の非公開部分のうち、公開しない部分（「相談件数の男女内訳」、「相

談の概要)」の非公開決定を取消し、その公開を求める。

## (2) 異議申立ての理由

ア 相談件数及び相談の概要については、県議会文教厚生委員会に報告されており、その翌日には、相談件数の総数は7校9件、相談の概要は「トイレが使いにくい」「同性と一緒にの部屋で着替えるのは嫌」などと山陰中央新報等で報道され公表されている。

これらの報道後、当該学校で問題が生じているとの情報もなく、相談件数の男女内訳及び相談の概要を公開しても支障がでるおそれはない。

イ 異議申立人は、公開を求めている情報を第三者に提供するつもりはなく、性同一性障害をもつ生徒・保護者への有効な支援をするための参考とするだけである。

今年（平成23年）、異議申立人が独自に情報を入手し、性同一性障害の生徒の相談を受けた事例が、昨年（平成22年）実施された当該実態調査の報告事例と同一のものであった。このような事例をもっと早い時期に把握していたら、適切な対応ができたと悔やまれる。この障害で苦しんでいる子どもたちを救済するうえで重要な手がかりとなる情報であるため、人権救済という観点からも情報の一部公開を求める。

ウ 性同一性障害の問題は、異議申立人が運営する団体と県が一体となって解決に当たることとなっている。これまでも、情報交換したり協力体制をとっていながら個人情報だから開示できないというのはおかしい。氏名や学校名の公開までは求めておらず、相談件数の男女内訳と相談の概要の公開を求めているのである。協力して問題解決しようという立場なのに、なぜ、相談件数の男女内訳と相談の概要は公開できないのか。

エ 一般的にはまだまだ性同一性障害のことは知られていない。相談概要等の情報を隠すから偏見など様々な問題が起きる。リアルな訴えやリアルな相談プロセスを公開することは、この障害の正しい理解の第一歩と考えている。

オ 文部科学省の通知の趣旨はこの調査結果から、この障害を抱える子どもたちがスムーズな学校生活を送れる方策を導き出すのが目的であり、県はその趣旨を認識すべきである。

## 4 実施機関の主張

### (1) 条例第7条第2号該当性について

ア 相談件数の男女内訳及び相談の概要は、個人に関する情報である。相談者の中には日常的に不安を抱えている者もあり、これらの情報を公開することは相談者の不安を増大させる等特定の個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 当該調査の相談者の中には、過去に相談状況がマスコミに漏れ、マスコミの取材等が殺到した経験を持つ相談者もあり、当該情報が公開されることに非常に不安を抱いている。このような心情に十分配慮した対応として非公開としたものである。

ウ 相談件数の男女内訳については、たとえば9人のうち男性8人、女性1人という場合、その1人は自分だと本人が思い不安になることや、第三者が「あの人のことか」などと個人を特定してしまう危険性から非公開とした。

エ 実態調査の結果は、当初の想定とは異なったものであったが、やはり少人数であ

り、この場合でも、懸念されるような問題があり、公開することによって相談者の不安を増大させるおそれがあると考えます。

## (2) 条例第7条第6号該当性について

- ア 性同一性障害に関する教育相談では、相談者が相談しやすい環境を整えるため、相談者と学校、学校と教育委員会との信頼関係を築くことが一番大切な取り組みとなる。
- イ 今回の調査結果については、相談件数のみの公表を前提として調査を実施したものであり、相談概要を公開することにより学校との信頼関係が崩れ、今後の教育相談の遂行に著しい支障が生じるおそれがある。
- ウ 県議会文教厚生委員会や新聞報道で公表された「制服への違和感、更衣室・トイレの配慮を求める」等の相談概要は、各学校へ調査依頼したときの依頼文書に例示した内容をそのまま公表したものであり、実際の調査結果を公表したのではない。

## 5 審査会の判断

### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成22年7月に実施機関が県内の全小、中、高校等に調査依頼した、「性同一性障害に係る教育相談の実施状況に関する実態調査」の回答のうち、「報告のあった件についての回答用紙（以下「回答用紙」という。）」及び、報告のあった件について事後聞き取り調査を行ったものを集計した、「性同一性障害と思われる教育相談の状況について（以下「集計用紙」という。）」である。

### (3) 審査対象について

異議申立人は、異議申立書において、「相談件数の男女内訳および相談の概要」の公開を求めているが、意見陳述では「今この段階に至れば、全ての項目について公開するべきではなかったのかなという気持ちもあります」と発言し、公開を求める範囲を広げたいという意味も示した。しかしながら、最終的には、「氏名とか学校名とか、それは公開とは言っていない。男女比と、それからこの相談内容は少なくとも公開をすべき」と、当初の異議申立の趣旨と同様の項目について公開を求める旨

を陳述した。

よって、当審査会は、実施機関が原決定において非公開とした「回答用紙」の「1. 相談件数と男女の内訳」及び「相談の概要」を審査の対象とする。

したがって、実施機関が原決定において同様に非公開とした「回答用紙」の学校名、回答者氏名、相談者の内訳及び「集計用紙」の各項目については、審査の対象としない。

#### (4) 条例第7条第2号について

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものである。

また、個人のプライバシーの概念は抽象的でありその具体的な内容や保護すべき範囲が明確でなく、規定することは困難性が伴うことから、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され若しくは識別され得る情報は非公開とすること及び、個人識別性がない場合でもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報については、公開できないものであることを定めたものである。

#### (5) 条例第7条第2号該当性について

##### ア 「相談件数の男女内訳」について

実施機関は、相談件数の男女内訳は個人に関する情報であり、相談者の中には日常的に不安を抱えている者もおり、これらの情報を公開することは相談者の不安を増大させる等特定の個人の権利利益を害するおそれがあると主張している。

また、当該調査の相談者の中には、過去に相談状況がマスコミに漏れ、マスコミの取材等が殺到した経験を持つ相談者もおり、当該情報が公開されることに非常に不安を抱いており、このような心情に十分配慮した対応として非公開としたものであるとも主張している。

まず、「1. 相談件数と男女の内訳」について、合計欄の「男子」「女子」欄における条例第7条第2号該当性を検討し、続いて「学年」欄の同条同号該当性を検討する。

##### ①合計欄の「男子」及び「女子」欄について

合計欄の「男子」及び「女子」の内訳自体は、少人数とはいえ単なる数値であり、この項目だけでは相談者が識別され若しくは識別され得るものとはいえない。

また、当該調査の結果は、実施機関が当初想定していた、例えば9人のうち男性8人、女性1人というような極端な数値の偏りはなかったことから、個人が特定されるおそれがある状況とも認められない。

なお、実施機関の指摘する、この数値を公開することによって、誰が相談者であるか等の興味本位の関心をあおり、相談者に心理的な負担がかかるというおそれについても、上記のような偏りのない数値が公表されることによって、直ちにその蓋然性が高まるとはいえない。

よって、これを公開することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれが

あるとはいえないため、当該項目は本号には該当しない。

## ②「学年」欄について

「学年」の欄の数値は、この部分の数値を公開することにより相談した者の学年が明らかになることから、興味本位により誰が相談者であるか等、特定の個人を詮索される危険性がある。

したがって、これを公開することによって特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該項目は本号に該当する。

なお、法令等の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、公開することが必要であると認められる情報でもなく、公務員の職務執行上の情報でもないことから本号ただし書きには該当しない。

## イ 「相談の概要」について

実施機関は、相談の概要は、個人に関する情報であり、相談者の中には日常的に不安を抱えている者もあり、これらの情報を公開することは相談者の不安を増大させる等特定の個人の権利利益を害するおそれがあると主張している。

審査会が見分したところ、「相談の概要」に記載されている情報は、個人の内面に関わる情報であり、機微なものであると解釈され、みだりに公開されるべきものではないと考えられる。したがって、これらの情報を公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。

なお、法令等の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、公開することが必要であると認められる情報でもなく、公務員の職務執行上の情報でもないことから本号ただし書きには該当しない。

## (6) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。

また、本号に規定する「適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のものをいう。なお、「著しい支障」とあるように、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求されるものである。

## (7) 条例第7条第6号該当性について

### ア 「相談件数の男女内訳」について

実施機関は、性同一性障害に関する教育相談では、相談者が相談しやすい環境を

整えるため、相談者と学校、学校と教育委員会との信頼関係を築くことが一番大切な取り組みであり、今回の調査結果については、相談件数のみの公表を前提として調査を実施したものであり、相談概要を公開することにより学校との信頼関係が崩れ、今後の教育相談の遂行に著しい支障が生じるおそれがある、と主張している。

「学年」毎の欄については、既に（５）において条例第７条第２号に該当すると判断していることから、ここでは合計欄の「男子」「女子」欄について判断する。

実施機関は、調査依頼の際に、「本調査の集計結果につきましては、問い合わせがあった場合、全県での相談件数のみの公表（公表する場合にあっても学校名等特定されない形での公表）を予定している」と記載している。これを見る限り、学校名等が特定されない形での相談件数の公表は、予定された範囲内のものであると認められる。

また、極端な数値の偏りがある場合にはともかく、当該調査結果は、実施機関が当初想定していたような、男女ごとの数値に極端な偏りがあり、それによって個人が特定され、周囲からの注目の的となるような結果を生じるものではない。したがって、これを公表しても今後の支障は生じないと認められる。

これらのことから、合計欄の「男子」及び「女子」の内訳を公開したとしても、実施機関が主張する、今後の教育相談の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるということは必ずしもいえるものではない。

よって、当該項目は本号には該当しない。

#### イ 「相談の概要」について

本項目については、条例第７条第２号に該当するとしているので、本号該当性は論ずるまでもない。

#### （８）異議申立人の主張について

異議申立人は、公開を求めている情報を第三者に提供するつもりはなく性同一性障害をもつ生徒・保護者への有効な支援をするための参考とするだけであり、人権救済の観点からも情報の一部公開を求めると主張している。また、異議申立人は県と一体となって性同一性障害の問題の解決に当たることとなっていた自分自身に対して、相談件数の男女内訳と相談の概要を公開できないのはおかしいと主張している。

しかしながら、本県条例に基づく情報公開制度は、公文書公開請求にあたっての目的等にかかわらず、何人に対しても同様に公開・非公開の判断を行うことを基本としているものである。

したがって、異議申立人の性同一性障害の問題に取り組む真摯な姿勢・心情は理解できるものの、公文書の公開・非公開の判断に、この真摯な姿勢・心情といった個別の請求者の事情を特に考慮することは許されず、上記原則を覆すことはできない。

#### （９）以上から、冒頭「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第110号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成22年12月7日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成23年9月26日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成23年11月10日 (審査会第1回目)	審議
平成23年11月18日	異議申立人の意見書を受理
平成23年12月22日 (審査会第2回目)	審議
平成24年1月26日 (審査会第3回目)	異議申立人から意見聴取
平成24年2月23日 (審査会第4回目)	実施機関から意見聴取
平成24年4月12日 (審査会第5回目)	審議
平成24年5月24日 (審査会第6回目)	審議
平成24年6月14日 (審査会第7回目)	審議
平成24年7月12日 (審査会第8回目)	審議
平成24年8月9日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元（株）山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	
丸山 創	弁 護 士	